

東京都における救急医療体制

参考資料 1

●基本方針 突発不測の傷病者が、いつでも、どこでも、だれでもその症状に応じ、必要かつ適切な医療を受けられる救急医療体制の整備

●救急医療体系

- 初期救急： 比較的軽症な救急患者の診療（休日夜間急患センター、小児初期救急診療事業等）
- 二次救急： 中等症から重症患者で手術、入院を要する救急患者の治療（休日・全夜間診療事業、心臓循環器・熱傷救急医療事業等）
- 三次救急： 生命危機を伴う重症・重篤な救急患者に対する救命措置、高度専門治療（救命救急センター・こども救命センター）

●救急医療体制の概要

（令和5年4月1日現在）

救急医療体系	事業名	診療時間	施設数	事業主体																																
初期 ・入院を必要としない急病患者に対する医療 <table border="1" style="margin: 10px 0;"> <tr> <td>時間</td> <td>月</td> <td>火</td> <td>水</td> <td>木</td> <td>金</td> <td>土</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>昼間</td> <td colspan="6">通常診療で対応</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> </tr> <tr> <td>準夜</td> <td colspan="6" style="background-color: #cccccc;"></td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> </tr> <tr> <td>深夜</td> <td colspan="7">救急医療機関で対応</td> </tr> </table> ＊昼間 = 9:00～17:00 準夜 = 17:00～22:00 深夜 = 22:00～9:00	時間	月	火	水	木	金	土	日	昼間	通常診療で対応							準夜								深夜	救急医療機関で対応							 休日診療（在宅当番医制）	休日昼間（内科・小児科）	80	区市町村
	時間	月	火	水	木	金	土	日																												
	昼間	通常診療で対応																																		
	準夜																																			
	深夜	救急医療機関で対応																																		
 準夜診療（在宅当番医制）	休日準夜（内科・小児科）	30																																		
 休日診療（眼・耳） （在宅当番医制）	休日昼間	眼科 1～4 耳鼻科 6	東京都																																	
 休日夜間急患センター （固定制）	休日昼間・準夜 ※一部自治体で平日夜間、土曜準夜の実施	77																																		
 小児初期救急平日夜間診療	平日準夜 （小児科）	40		区市町村																																
二次 ・入院を要する中等症・重症患者に対する医療	救急告示医療機関		315	東京都																																
	休日・全夜間診療 （固定制）	休日及び全夜間 内科系・外科系、一部で小児科	234																																	
	休日診療（眼・耳） （輪番制）	休日昼間（耳：多摩は休日夜間も実施）	眼科 1 耳鼻科 2																																	
	特殊 心臓循環器（輪番制） 熱傷（輪番制）	土曜夜間・休日 土曜夜間・休日	9～10 1～2																																	
三次 ・生命危機が切迫している重症・重篤患者に対する医療	救命救急センター（固定制）	全日24時間	28 （高度救命 4）	東京都																																
	こども救命センター（固定制）	全日24時間	4																																	